

〈別紙〉

建築基準法施行令第19条による『児童福祉施設等』とは

- 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）
- 助産所
- 身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）
- 保護施設（医療保護施設を除く。）
- 婦人保護施設
- 老人福祉施設
- 有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設
- 障害者自立支援法附則第41条第1項、第48条、第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設
- 障害者自立支援法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設
- 障害者自立支援法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設